

1 (1) 書類の作成・発受

書類の電子データ化，発受のオンライン化
(1 (1) 書類の作成・発受)

考えられる方策

- ① 現行の法律・規則において紙媒体で作成・管理することが予定されている書類について，電子データとして作成・管理することができるものとし，電子データとして作成・管理した場合には，書類の作成・管理と同一の効力を有するものとする。
- ② 現行の法律・規則において紙媒体の書類の発受が予定されている手続について，電子データとしてオンラインにより発受を行うことができるものとする。
- ③ 電子データとしてオンラインにより発受を行うことを原則化し，一定の例外を設けるものとする。

【A案】運用により原則化することとし，特段の規定を設けない。

【B案】電子データによる発受を原則とする規定を設ける。

【検討課題】

1 書類の作成（①関係）

- 書類の作成者の「署名」・「押印」に代わる措置
 - ・ 「署名」「押印」に代わる措置としてどのような規定を設けるか。
- 「原本」・「謄本」・「抄本」
 - ・ 電子データとして作成する書類について，紙媒体の書類のように「原本」「謄本」「抄本」を区別した取扱いとすべきか。
- 紙媒体の書類の取扱い
 - ・ 紙媒体の書類を電子データにした場合，元の紙媒体の書類の取扱いについて規律が必要となるか。
 - ・ 上記規律に関する規定を設けるか。

2 書類の発受（②関係）

- オンラインによる発受についての法的措置
 - ・ 「提出」「交付」「送達」など，現行の法律・規則において紙媒体の書

類の発受が予定されている手続について、オンラインにより行うことができることとするために、どのような規定を設けるか。

- ・ セキュリティの観点や、発受の事実・日時等の正確な記録の観点等から、オンラインによる発受についての技術的措置に関する規定を設けるか。
- ・ 「送達」（被告人に対する起訴状謄本の送達等）について、電子データが毀損・滅失等することなく、確実に相手方に送付されることを確保する観点から法的措置が必要か。

3 オンラインによる発受の原則化とその例外（③関係）

- 原則化の対象をオンラインによる発受に限定することの当否
 - ・ 「電子データとして作成・管理すること」も原則化しておくことが必要となるか。
- オンラインによる発受の原則化についての規定の要否
- オンラインによる発受の原則化の対象
 - ・ 弁護人を対象とするか。
 - ・ 被告人や被害者等を対象とするか。
- オンラインによる発受の例外
 - ・ オンラインによる発受の例外を設けることが必要か。
 - ・ 例外を設ける場合、どのような例外とするか。

4 その他

【関連条文】

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第四十六条 被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

第五十四条 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定のある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。

第八十四条 法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。

② 検察官又は被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べるができる。但し、裁判長は、相当と認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を差し出すべきことを命ずることができる。

第九十八条 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならない。

② 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に収容することができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

③ 第七十一条の規定は、前二項の規定による収容についてこれを準用する。

第二百十条 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者（第一百十条の二の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者に、これを交付しなければならない。

第二百九十八条 （略）

② （略）

③ 被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

④ 前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

⑤ 被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第二百四十一条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

第二百五十六条 公訴の提起は、起訴状を提出してこれをしなければならない。

② 起訴状には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項
- 二 公訴事実
- 三 罪名

③～⑤ (略)

⑥ 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

第二百七十一条 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。

第二百七十八条 公判期日に召喚を受けた者が病気その他の事由によつて出頭することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、医師の診断書その他の資料を提出しなければならない。

第二百九十一条 ① (略)

② 第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

③・④ (略)

第二百九十九条の四 ①・② (略)

③ 検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている者であつて検察官が証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下この項及び次項において「検察官請求証人等」という。）若しくは検察官請求証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その検察官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

④ (略)

⑤ 検察官は、前各項の規定による措置をとつたときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならない。

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求につい

て決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

- ② 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。
- ③ (略)

第三百二十一条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一～三 (略)

- ②～④ (略)

第三百二十二条 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

- ② (略)

第三百五十条の十六 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

- ② 前項の申立ては、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、これを行うことができない。
- ③ 検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書面でしなければならない。(略)
- ④ (略)
- ⑤ 被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。
- ⑥ 第一項の書面には、前項の書面を添付しなければならない。

第四百二十三条 抗告をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。

- ② 原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

第四百六十一条の二 検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手

続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならない。

- ② 被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第四百六十二条 略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならない。

- ② 前項の書面には、前条第二項の書面を添附しなければならない。

第四百七十三条 裁判の執行の指揮は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これを行うことができる。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第十七条 公訴の提起前にした弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員に差し出した場合に限り、第一審においてもその効力を有する。

第十八条 公訴の提起後における弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を差し出してこれを行しなければならない。

第三十四条 裁判の告知は、公判廷においては、宣告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書の謄本を送達してこれを行しなければならない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

第四十九条の二 調書は、記載事項により区分して訴訟記録に編てつすることができる。この場合には、調書が一体となるものであることを当該調書上明らかにしておかなければならない。

第五十八条 官吏その他の公務員が作るべき書類には、特別の定のある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、その所属の官公署を表示しなければならない。

2 裁判官その他の裁判所職員が作成すべき裁判書、調書又はそれらの謄本若しくは抄本のうち、訴訟関係人その他の者に送達、送付又は交付（裁判所又は裁判官に対してする場合及び被告事件の終結その他これに類する事由による場合を除く。）をすべきものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

3 検察官、検察事務官、司法警察職員その他の公務員（裁判官その他の裁判所職員を除く。）が作成すべき書類（裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

第五十九条 官吏その他の公務員が書類を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

第六十条 官吏その他の公務員以外の者が作るべき書類には、年月日を記載して署名押印しなければならない。

第六十条の二 裁判官その他の裁判所職員が署名押印すべき場合には、署名押印に代えて記名押印することができる。ただし、判決書に署名押印すべき場合については、この限りでない。

2 次に掲げる者が、裁判所若しくは裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知、届出その他これらに類する訴訟行為に関する書類に署名押印すべき場合又は書類の謄本若しくは抄本に署名押印すべき場合も、前項と同様とする。

一 検察官、検察事務官、司法警察職員その他の公務員（前項に規定する者を除く。）

二 弁護士又は弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者

三 法第三百十六条の三十三第一項に規定する弁護士又は被害者参加人の委託を受けて法第三百十六条の三十四若しくは第三百十六条の三十六から第三百十六条の三十八までに規定する行為を行う弁護士

第六十一条 官吏その他の公務員以外の者が署名押印すべき場合に、署名することができないとき（前条第二項により記名押印することができることを除く。）は他人に代書させ、押印することができないときは指印しなければならない。

2 他人に代書させた場合には、代書した者が、その事由を記載して署名押印しなければならない。

第六十二条 被告人、代理人、弁護士又は補佐人は、書類の送達を受けるため、書面でその住居又は事務所を裁判所に届け出なければならない。裁判所の所在地に住居又は事務所を有しないときは、その所在地に住居又は事務所を有する者を送達受取人に選任し、その者と連署した書面でこれを届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、同一の地にある各審級の裁判所に対してその効力を有する。

3 前二項の規定は、刑事施設に収容されている者には、これを適用しない。

4 送達については、送達受取人は、これを本人とみなし、その住居又は事務所は、これを本人の住居とみなす。

第六十三条 住居、事務所又は送達受取人を届け出なければならない者がその届出をしないときは、裁判所書記官は、書類を書留郵便又は一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別に最高裁判所規則で定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して、その送達をすることができる。ただし、起訴状及び略式命令の謄本の送達については、この限りでない。

2 前項の送達は、書類を書留郵便等に付した時に、これをしたものとみなす。

第六十三条の二 書類の送達は、これを受けるべき者に異議がないときに限り、その者が雇用、

委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住居又は事務所においてこれを行うことができる。

第六十四条 検察官に対する送達は、書類を検察庁に送付してこれをしなければならない。

第六十五条 裁判所書記官が本人に送達すべき書類を交付したときは、その送達があつたものとみなす。

第一百七十八条の八 法第二百九十九条の四第五項の規定による通知は、書面でしなければならない。

2 (略)

第二百三十六條 控訴裁判所は、訴訟記録の送付を受けたときは、速やかに控訴趣意書を差し出すべき最終日を指定してこれを控訴申立人に通知しなければならない。控訴申立人に弁護人があるときは、その通知は、弁護人にもこれをしなければならない。

2 前項の通知は、通知書を送達してこれをしなければならない。

3・4 (略)

第二百九十八條 書類の発送及び受理は、裁判所書記官がこれを取り扱う。

2 訴訟関係人その他の者に対する通知は、裁判所書記官にこれをさせることができる。

3 訴訟関係人その他の者に対し通知をした場合には、これを記録上明らかにしておかなければならない。

○ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（職権送達の原則等）

第九十八條 送達は、特別の定めがある場合を除き、職権とする。

2 送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

（送達実施機関）

第九十九條 送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

（交付送達の原則）

第一百條 送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

（訴訟無能力者等に対する送達）

第一百二條 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

(送達場所)

第百三条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 (略)

(出会送達)

第百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

(補充送達及び差置送達)

第百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であって、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であって、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

(書留郵便等に付する送達)

第百七条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあてて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 第百三条の規定による送達をすべき場合

同条第一項に定める場所

二・三 (略)

2・3 (略)

(外国における送達)

第百八条 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本

の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

(送達報告書)

第百九条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

○ 民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）

(送達に関する事務の取扱いの囑託・法第九十八条)

第三十九条 送達に関する事務の取扱いは、送達地を管轄する地方裁判所の裁判所書記官に囑託することができる。

(送達すべき書類等・法第一百一条)

第四十条 送達すべき書類は、特別の定めがある場合を除き、当該書類の謄本又は副本とする。
2 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(就業場所における補充送達の通知・法第一百六条)

第四十三条 法第一百六条（補充送達及び差置送達）第二項の規定による補充送達がされたときは、裁判所書記官は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

(書留郵便に付する送達の通知・法第一百七条)

第四十四条 法第一百七条（書留郵便に付する送達）第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、裁判所書記官は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

(受命裁判官等の外国における送達の権限・法第一百八条)

第四十五条 受命裁判官又は受託裁判官が行う手続において外国における送達をすべきときは、その裁判官も法第一百八条（外国における送達）に規定する囑託をすることができる。